



# 熊本県公報

号外第7号

平成24年3月8日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次**登 載 依 賴**

○熊本県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	…	(選挙管理委員会)	1
○選挙時登録における直接請求の連署基準数	…	( " )	1
○選挙時登録における直接請求の連署基準数	…	( " )	1

**登載依頼****熊本県選挙管理委員会告示第22号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

34, 615, 000円

**熊本県選挙管理委員会告示第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

その総数の50分の1 29, 758

その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 314, 643

**熊本県選挙管理委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保**選挙区名**

熊本市選挙区	1 5 7, 1 1 7
八代市・八代郡選挙区	4 0, 2 1 6
人吉市選挙区	9, 6 6 1
荒尾市選挙区	1 5, 3 8 5
水俣市選挙区	7, 5 6 8
玉名市選挙区	1 9, 0 6 7
天草市・天草郡選挙区	2 7, 4 6 8
山鹿市選挙区	1 5, 5 7 1
菊池市選挙区	1 3, 9 7 1
宇土市選挙区	1 0, 2 3 9
上天草市選挙区	8, 7 4 1
宇城市選挙区	1 7, 1 2 2
阿蘇市選挙区	7, 9 4 1
合志市選挙区	1 4, 6 5 7
下益城郡選挙区	8, 9 4 5

玉名郡選挙区	1 2 , 4 6 6
鹿本郡選挙区	8 , 3 4 6
菊池郡選挙区	1 8 , 1 0 5
阿蘇郡選挙区	1 1 , 3 0 2
上益城郡選挙区	2 4 , 6 8 4
葦北郡選挙区	7 , 0 8 2
球磨郡選挙区	1 6 , 5 2 0